

# 青森県報

第三千九百九号

平成二十六年  
十月十七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

特定行為業務の登録

(高 齢 福 祉 課) …… 一

保安林の指定施業要件の変更予定

(林 政 課) …… 一

右 同

( 同 ) …… 二

公共測量の終了

(監 理 課) …… 二

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

(警 察 本 部 会 計 課) …… 二

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表

(事 務 局) …… 三

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出

( 同 ) …… 三

政治資金規正法による政治団体の解散の届出

( 同 ) …… 四

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出

( 同 ) …… 四

### 公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

(会 計 課) …… 五

右 同

( 同 ) …… 五

## 告 示

## 示

青森県告示第七百三十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
021001097	平成26.10.1	日本健康開発株式会社	弘前市大町三丁目一三	ひなた外	弘前市外五丁目一〇八ウス号	平成26.10.1	訪問介護
021001098	"	日本健康開発株式会社	弘前市大町三丁目一三	ひなた外	弘前市外五丁目一〇八ウス号	"	訪問介護

青森県告示第七百四十号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 黒石市大字浅瀬石字浅瀬石山の一、一の一から一の一四まで、一の一五二四、一の一六一五、一の一六一七、一の一六三九、一の一七四〇から一の一七四六まで、一の一七五三、一の一七五四、一の一七六五、一の一七六六、字浅瀬石山大川目通カクレ沢八の一、八の一、八の四、字龍ノ口二六三の五六六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字浅瀬石山一の一(次の図に示す部分に限る。)、字浅瀬石山大川目通カク  
レ沢八の一、八の二、八の四、字龍ノ口二六三の五六六

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係  
る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林  
水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百四十一号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通  
知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三におい  
て準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒石市大字浅瀬石字浅瀬石山一の一六一六、一の七四七から一の七五二まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市  
役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百四十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測  
量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第  
三項の規定により公示する。

平成二十六年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

中南地域県民局

二 測量の種類

公共測量(数値地形図作成)

三 測量の期間

平成二十六年六月十八日から同年九月二十九日まで

四 測量の地域

主要地方道弘前柏線(青森県弘前市大字石渡)種市地内)

## 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令  
第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
男性警察官用冬帽子ほか 総数六千九百八十六点
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十六年九月三十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社さくら野百貨店青森店  
青森市新町一丁目一三の一
- 六 契約金額  
三千七百七十八万五千五百三十八円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十六年八月十八日

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年十月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	氏代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	年届月日
民主党青森県第1行政区支部	北 紀一	北 たけ子	三戸郡五戸町字市川道十文字三の一〇	平成 六・九 四

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	氏代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	年届月日
上林英一後援会	今 政重	上林 まち子	青森市大字浜田字玉川一五六の一四	平成 六・九 一
中村ミツ才後援会	渋谷 進	名古屋 陽子	青森市桜川六丁目一四の六	六・九 一
アオモリ大陸	工藤 勝	工藤 ルミ子	青森市本町三丁目四の一	六・九 三
山名文世後援会	後藤 勝	出貝 元治	八戸市大字石手洗字前河原二六の一	六・九 三

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
維新の党青森県支部	政治団体の名称	維新の党青森県支部	日本維新の会青森県支部	二六・九・二四
維新の党衆議院青森県第1選挙区支部	政治団体の名称	維新の党衆議院青森県第1選挙区支部	日本維新の会衆議院青森県第1選挙区支部	二六・九・二四
自由民主党五戸町支部	代表者	高山 浩司	川崎 七保	二六・九・一九
自由民主党青森県電気通信支部	代表者	後村 光彦	平沢 太郎	平成二六・九・五
山内崇政経研究会	代表者	弘前市大字文京町七の二一	弘前市大字萱町三九の一	平成二六・八・三
江渡あきのり後援会	代表者	小山田 富弥	小野寺 一男	二六・九・二
波多野里奈を支える会	代表者	青森市新町二丁目一の一の二二	青森市西大野二丁目一の一の五	二六・九・七
幸福実現党弘前後援会	代表者	三國 昭子	石田 昭弘	二六・九・八
仲谷良子後援会	代表者	前田 巴子	太田 巖	二六・九・一〇
日本薬業政治連盟青森県支部	代表者	弘前市大字田園二丁目二の一の三	青森市造道三丁目一五の一	二六・九・一六
松橋知後援会	代表者	犬飼 敏雅	平野 陽一	二六・九・一六
	代表者	伏部内 勲	泉山 昇	二六・九・一六

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
るくのへ町民会議	平成二六・三・三	平成二六・四・一四
上林英一後援会	二六・三・三	二六・九・一
工藤章後援会	二六・八・三	二六・九・九
中野撃司後援会	二六・九・一六	二六・九・一六
大西ともゆき政策研究会	二六・九・二五	二六・九・二五

青森県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
山内 崇（衆議院議員）	山内崇政経研究会	衆議院議員	衆議院議員	青森県議会議員	平成二六・八・三

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月十七日

青森県警察本部長 徳 永 崇

- 一 物品等の名称及び数量  
電子計算機等賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十六年九月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社青森電子計算センター  
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 契約金額  
九百三万九千六百円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十六年七月十八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月十七日

青森県警察本部長 徳 永 崇

- 一 物品等の名称及び数量  
指掌紋自動識別システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十六年九月五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社青森電子計算センター  
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 契約金額  
千五百六十一万六千八百円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十六年七月二十五日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭